

平成19年度 長崎県公共事業評価監視委員会（第3回）議事録要旨

事務局：開会挨拶

土木部次長：挨拶

委員長：委員会審議

これまでの経緯ですが、第1回委員会終了後、第2回委員会におきまして4カ所の現地調査を行い、今回、その4事業を詳細審議箇所として審議をいたしたいと思えます。

対馬市：道維-1 道路改築事業 市道尾浦線（原案：継続）

委員長：事業者より詳細審議の説明がございましたが、現地調査等を踏まえまして、委員の皆様の方から何かご発言ございますか。

これは例の交通量の問題が、最初、カウントがちょっとおかしかったので、現地でも訂正がありまして、今も訂正がありましたが、480台が550台になるということですね。B/Cが1.09と。費用が上がった点が、約4億1,000万円。

対馬市：4億1,000万円程度です。事業を5年延長させてもらっています。それによりましてB/Cが少し下がっています。

委員長：1.58が1.09に下がった。

対馬市：はい。

委員長：何かございますか。

A 委員：今回見てきて、必要性というのが大体理解できたんです。既に委員長からお話があったように、台数の問題、この件だけではなくて、当委員会がそういった数字の問題あたりで、結果的に見に行かざるを得ないというふうなことは非常に非効率だと思いますので、今後、こういった問題についても、単に担当部課だけではなくて、何らかやはりチェックをかける仕組みというものを明確にしていけないと、委員会の運営上も支障を来すのではないかというふうに思っていますので、土木部のどこかでチェックする仕組みをぜひ持っていただきたいというふうに思っています。

あと、必要性は十分認識したという中で、事業が進んでいない理由の中に、家屋移転に伴う交渉の難航等と出ておりますけれども、本当に必要なものであれば、この辺の理解というのをもっと住民の方にも十分説明をして、ここまで来ている事業ですので、早急に進めていただいた方がよろしいのではないかというふうに

思いました。

委員長：ほかにいかがですか。

この委員会に出されるときのチェックの問題だけど、この辺はやはり事務局の方としても、今後こういうことがあってもならないので、チェック体制というか、そういうものについて十分認識をしてもらわなければいかん。何かありますか。

道路維持課：県の道路維持課でございます。市町村の補助事業の取りまとめというものにつきまして、国等への補助金の仲立ちということもやっております。我々の方で市町村からいただいた資料等はチェックをしながらやっているところでございますので、今回はチェック漏れというようなことでございます。

委員長：ほかにいかがですか。せっかく現地を見ていただきましたが、何か。

B 委員：スクールバスが運行しているということでしたよね。あそこの集落の児童数、どのぐらいで、減少傾向なんですか。

対馬市：9名ほどです。

B 委員：小中合わせてですか。

対馬市：保育所がゼロ歳から5歳が2人、小学生が2人、中学生が5人、合計9人です。

B 委員：これは1台のスクールバスで全部やっていらっしゃるのでしょうか。

対馬市：1台のスクールバスではないんですけど、小学生、中学生はスクールバスなので、子どもは保育園に送っていきますので、各個人さんが送っていている状況です。場合によっては、中学校で帰りが遅くなったりすれば、個人で送っている場合もございます。

委員長：ほかに何かありますか。よろしゅうございますか。

そういうことで継続という提案ですが、継続ということで決定をしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」〕

委員長：それでは、本事業につきましては、対応方針としては継続ということで確認をいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

県北振興局：砂防-1 地すべり対策事業 鷲尾岳地区（原案：見直し継続）

委員長：事業説明をいただいたんですが、皆さん方も現地も見ていただいた方もいらっしゃるんですけども、何かご意見ございますか。

これは予算規模的には3億円くらいですね、見直した分が金額的には。

県北振興局：約97億円から100億円ですから、約3億円くらいです。

委員長：隧道改築とか、法面とか含めて。何か減らした分もあるわけかな。

県北振興局：減らした分というのはほとんどないんですけども、トンネルの排水工も、見ていただきますように、1つは、滑り面を一回横切っています、その周辺では平成2年度ぐらいにトンネルができていましたので、移動したことによって、ある区間、やりかえを行わなければいけない箇所とか、その奥の方にもまだ断層とかがございます、その周辺がかなり傷んでいて、排水機能に支障を来すと。そういうものと、あとは水を抜くための箇所が、現地調査とか、いろんな調査の中で増加しておりますので、そういう集水井工の若干の追加といいますか、その辺が出てきているわけでございます。

委員長：逆に心配なのは、かなりお金がかかりそうな事業があるのに、3億円ぐらいの今後の見直しでやっていけるかなというのは率直に感じたんですけども、それは十分精査された金額でしょうから間違いはないと思うんですけども。あと、要するに、受益者が増えてB/Cが上がったというのも1つありますよね。これは受益者のカウントの仕方が最初とその後の状況の変化で違って来たということだったかな。

県北振興局：そうですね。

委員長：約600増えているんだね。

県北振興局：江迎川沿いの戸数の数え方等もあるんですけども、約1,800戸程度の民家がございます、中には、アパートとか、中に10世帯とか、20世帯とか入っておられる方もいらっしゃるんですけども、そういうものを1戸として数えているものですから、人数的には、その辺が若干、今回見直しているところもございます。

委員長：最初約1,200だったものが約1,800になったので約600増えた、それは今言うような、もう少し細かくそういうものを精査したら、そういう数字になったと、そういうことだね。

県北振興局：はい。

C委員：昭和32年が着工で、平成30年が完了予定ということでいいですね。

県北振興局：はい。

C委員：当初の97億4,000万円は昭和32年当時の積算ということですか。

県北振興局：これは評価委員会等を5年前にさせていただいているんですけども、この97億円の当初の予算というのは、前回の見直しもかけた分での事業費になっております。

C 委員：昭和32年当初は幾らだったんですか。これは5年計画ですから、5～6回はこういう形での見直しをずっとしているんでしょう。

県北振興局：要は、今回、3回目といいますか、10年前からこういう評価のことをさせていただいていますので。昭和32年ぐらいからの事業区間ですから、32年当時は、おそらく、かなり小さな予算的な規模ではなかったかと思うんです。今日は資料をお持ちしておりませんので。

C 委員：これを見て、昭和32年に97億4,000万円が平成19年度においては100億4,000万円だと、そうすると大体当初の計画どおり進行しているかなというふうな感触を得ました。これが仮に、昭和32年度の予算の総額と現在の総額の変更金額が大きいと、いわゆる計画そのものについての問題が出てきているんじゃないかなというふうに思ったものですから質問したんです。それで、現時点では、当初の計画どおりいっているというふうに理解していいんですか。

県北振興局：5年前、平成14年度に、再評価ということでお願いして、そのときの予算が90数億円ということで理解しておりますけれども、大まかに言いますと、平成2年度に、かなりの動きがあったために、深礎工の大きな5m50ぐらいのものを36本したりして、そのときに事業費がかなり増えていると思うんです。ですから、昭和32年当時の計画とすると、やはり杭とか、動いたための井戸の設置とかいうのは、かなり増えているんじゃないかと思います。

C 委員：あと11年で完成ですが、もう予想外の変動は起こらないということでもいいですか。

県北振興局：それは大丈夫かと思えます。

C 委員：わかりました。

委員 長：今の工事計画で大体おさまるといふめどですね。平成30年度ということは、あとしばらくかかるけど、予算が年間1億2,000万円ぐらいですね。また16億円という、予算的にはやっぱり10何年かかるということだね。

これは補助率は幾らですか。

県北振興局：これは2分の1になります。半分です。

委員 長：国が半分、県が半分。

県北振興局：そうです。地元の負担金等はありません。

委員 長：何かほかにありませんか。

D 委員：ここに限らず、ほかのところでもそういう調査はされる予定なんですか。県の事業として、この手のものはどうなんでしょうか。排水トンネルはたくさんこういう場面がありますよね、地すべり対策されているものは。

県北振興局：地すべりは県北地区でも結構あちこちあるんですけれども、例えば、井戸のふたの取りかえとか、場合によっては、事業が終わりまして3年間ぐらいは、単独事業をもちまして、水の量とか、その辺は観測しているわけです。それで、何年かに一回は、井戸なんかも深いところは50mあたり、浅いところは10mであったりするんですけれども、ある程度、管理をしていかないと、水がたまりますとすべりに影響してまいりますので、そういう保守管理等もあわせて別個でやらせていただいています。

D 委員：県の事業として、そういうシステムがきちっとできているかということの大きな意味での質問です。

委員 長：ほかにいかがですか。

A 委員：かなり大規模な地すべり地帯を全体として見たのは初めてなんですけれども、少なくとも、道路側から見る限りは、余り対策工の跡みみたいなものが見えなくて、比較的景観とかいうのもうまくいっているのかなというふうな感じは持ちました。おっしゃるように、どこで終わりかというところは、30年で終わるということなんでしょうけれども、北松地すべり地帯の流れからすると、なかなかそれで終わりということではないので、非常に大変だなというふうな感想だけではあるんですけれども。県北地区というのは、多分、これで相当予算を食われているというふうなことなんでしょうね。本当に大変な姿を見せていただいたと思っております。

委員 長：これ以上地域が拡大しなければいいけど。ある程度、これで固定化してしまえば。

A 委員：それで、計測地域の上に地面が見えたところがありますが、あれは地すべり地帯から外れていますけれども、あそこはあれだけ木が取れていて大丈夫なんですか。

県北振興局：現地の方も伸縮計とか、そういう計測も今、実施しておりまして、今のところ、上の牧草地とかがございますけれども、その辺も変状は全くきておりません

ので、今の状況でそのままというわけにはいきませんので、雨が降ったら、そこからまた水が入ったりいろいろするものですから、最終的には、法を切って、何らかの法面の対策をしまして処置をしないといけないということで今、考えておりますけれども、今のところ、工事中道路とか、いろんなものをどこから通すとかいうのと、頂部から向こうが佐々町になるわけです。ですから、佐々町側から、道路関係もかなり狭いものですから、その辺を今後、少し詰めてやっていきたいと思っているんですけれども、頂部は、大きな滑落崖がございますけれども、あの辺ぐらいから上は変状は、今のところは大丈夫でございます。

委員 長：ほかに。 よろしゅうございますか。

それでは、総合的に見まして、見直しで継続をしたいと、こういう提案でございますが、そういうことでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」〕

委員 長：では、そういうことで決定させていただきます。

長 崎 市：住宅 - 1 密集住宅地整備促進事業 稲佐・朝日地区（原案：継続）

委員 長：以上説明を受けましたが、現地も見られた感想も含めて、何かご意見はありませんか。

E 委員：結構遅いんですね。もう10年たってあれぐらいですか。これからこの計画でできますか。

長 崎 市：まず、ここの地区の一番の課題というのは、生活道路が未整備であるということですので、併せて密集した木造の住宅地を建て替え更新を図るということも一つの主眼ということでとらえておりますが、まずその引き金となる生活道路の整備を最優先という形で進捗を図りたいと考えております。

委員 長：やっぱり総論賛成、各論反対というか、そういうことは当然あるんだよね。どうしても個別の交渉になってくると、なかなか難しい問題もあるんだろうけれどもね。

長 崎 市：この地区につきましては、権利関係の輻輳というものもございまして、土地の所有者さん、また建物の所有者さん、そこに住まわれている方ということも相互に差がありましたり、そういうケースもございます。

A 委員：長崎のこういったものというのは、十善寺と2回目見させていただいたんですけれども、あちらも近ごろ見る機会もございまして、ちょっと気になるのが、斜

面都市長崎としてのこういった再開発がその後の都市景観として本当にこれで大丈夫なのかなと。この地域はこれでいいのかもしれませんが、十善寺あたりを見ますと、せっかくああいう中国的な雰囲気の中に、再開発後のビルあたりもそれと景観を一致しないものが建っているようなものも若干見させていただいて気になったところがございます。ただ、緊急車両の問題等々を考えれば、すべての家が道路接道というわけにいかないわけですから、必要最小限、緊急用道路の設置という意味では、やむを得ない措置なのかなというふうに私は理解をしております。ただ、その地区の問題だけじゃなくて、都市景観を考えたときのご配慮といえますか、そういったものをもう少し進められた方が、今後、長崎が観光都市として成立するためには、そういった配慮も必要じゃないかなというのがちょっと気になっておまして、発言をさせていただきます。

それと、もう一つの視点は、数カ所やっていらっしゃるというふうなことで、道路がどこまで、どの地域ができているかは私も知らないんですけども、本来目的である、その地域の方の人口減対象であるとか、そういったものがどこまで実数ベースで動いているのか、もしくは、まだ全然できていなくて、まだ人口減は進んでいますよというふうなことなのか、そこら辺、現状はいかがなんでしょうか。

長崎 市：まず、長崎市全体も人口の減で、特にこういった斜面市街地というのが減の著しい地域ということでございます。確かに整備がまだ間に合っておりませんので、減も著しくなっておりますし、また今、一番危惧をしておるのが、この地域の高齢化というのが、長崎市からすると、さらに5ポイントも高いような形で進行しておりますので、道路を整備することによって、その地域に新たな居住者であったり、郊外へ出ていかれている息子さんたちがこちらの地域に戻ってこられるような、そういう建て替えが受けられるような生活道路の整備を率先的に実施したいというふうな考えでございます。

あともう一つ、この地域ではございませんけれども、十善寺地区、館内地区につきまして、ご指摘のとおり、景観、また歴史的な資源というふうなことも当然配慮いたしまして、唐人屋敷跡というふうなことでの整備というものも同時に進行しているところでございます。

委員 長：前回見直しから、平成19年完成が、今度24年完了めどになってきたけれども、今、進捗率が27%でしょう。事業をやっていく上で、先ほど来の話題じゃないけ

れども、やっぱり地元住民の理解というのが非常に大きな問題だと思うんだけれども、今、ネックは何ですか。一つは予算的なもの。

長崎 市：まず、それぞれ個別の方の、できるだけこの地区に残りたいというご意向もございまして、道路に当たった移転になられる方の建て替えの計画についてのご相談等もあわせて実施しているというところで、若干時間がかかっているというふうなことが掲げられると思います。どうしても道路をつくっても、接道、道路に接する敷地というのがなかなか発生しないものですから、その辺のところも確かに建て替えが進まないというふうな一因ではないかと思います。

委員 長：確かにいろいろ難しい問題を抱えているけれども、またこれは完成が延びそうな感じは率直にはしますね。ただ、しかし、これは例えば、土地収用法に基づき強制執行なんていうことはできないわけだから、いかにもそれぞれの皆さん方の理解と協力が事業推進の最大のポイントになるわけですし、事業者側からしてみれば、粘り強い住民との接触というのが課題になってくると思います。

ほかになければ、この件につきましては、対応方針については、原案どおり、継続ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」〕

委員 長：それでは、そういうことで決定したいと思います。

都市計画課：都市 - 3 街路事業 厳原豆酛美津島線（原案：継続）

委員 長：ただいま説明をいただきましたが、現地も先日見ていただいたところで、何かご意見ございますか。

これも要するに、完成年度が5年間延びて、今度平成24年になるわけですね。

都市計画課：はい。目標としましては24年です。

委員 長：事業的現状から見て、完了めどについては確保できるということですか。

都市計画課：今まで、移転対象建物等もあって進まないところと、あと県の街路事業としてやっております路線が離島では対馬市と、壱岐市に1路線、それと県北になりましたが宇久に1路線、今、3路線やっております。壱岐市及び宇久が橋梁等で事業費が要る道路等があるので、枠の関係で、なかなか大きい金額を張りつけることができなかったということで、5年たったんですが、進捗がまだ4割弱というような状況になっております。今年度予算まで考えますと、19年度末はほぼ半分ぐらいの整備状況になるうかと思っております。それでもどんなに長くても5

年では終えたいと思っているところでございます。

委員 長：地元の協力がやっぱりどうしても不可欠だから。

都市計画課：家屋等で、住民が生活されているので、机上のようにはなかなかいかないで、  
用地部局も苦労しているというところでございます。

委員 長：1軒張り出したところがあったが。

都市計画課：あれはすぐ隣接が再開発をされたところで、何とかお願いできないかと頑張ったんですが、地権者が、1人は外国におられて、1人は東京におられて、どのようにもめているのかというと、用地単価とか、補償の考え方で大きいずれがございます。ここを見ていただければ、東京あたりで言うと、非常に平米単価が高いところというイメージをお持ちだと思うんですが、実際、長崎県の対馬市なので、評価をすると、地権者の方が考えられている買収単価とは大きい開きがあって、なかなか進んでいないという状況でございます。

委員 長：ああいう形で目立ってくると、やっぱり当事者もそれなりに意識を持ってくるんだらうけれども。

何かございますか。 よろしいですか。

それでは、この件につきましては継続ということで提案がされているんですが、そういうことでよろしゅうございますね。

〔「異議なし」〕

委員 長：それでは、原案どおり、本事業につきましては継続ということで確認をお願いいたします。

以上で詳細審議事業の審議を終わりましたが、処理方針については、それぞれ提案どおりということで、継続、見直し継続、継続、継続という形の4件でございますが、そういうことで間違いございませんね。

それでは、再評価事業の審議については、これをもって終わりといいたしたいと思えます。

委員 長：次に平成19年度公共事業評価監視委員会報告事項に入りたいと思います。

河川課：須川川総合流域防災事業

江ノ浦川総合流域防災事業

時津川総合流域防災事業

委員 長：今、3河川につきまして、それぞれの整備状況について説明がありましたが、

何かご質問ございますか。

C 委員：川幅を広げるということは理解できました。深さはどうですか。

河川課：深さも、場所によっては、現況よりも掘り下げるところもございます。

C 委員：場所によってはというのはどういう意味ですか。

河川課：河口付近につきましては、当然、海に面していますので、海の高さというのは変わりませんので、あと現況の縦断勾配が起伏がありますものですから、掘り下げるところは掘り下げる、現況並みのところもありますけれども、基本的には掘り下げる方が多いとは思いますが。その規模は場所によって変わるということもございます。

委員長：ほかにいかがですか。

F 委員：議題とは直接は関係ないと思うんですけども、川幅を広げるということは防災上大事だとは思いますが、自然環境破壊というか、要するに、農村部とかと都心部、周辺に住宅が密集しているところと同じ工法でやっていくんですか。

河川課：護岸の工法につきましては、河川法が平成9年に改正されておまして、昔は治水を主にしていたんですけども、今は環境にも配慮しなさいということもございますので、今回の整備計画の検討委員会の中でも、環境に対しての審議もされております。昔でしたら、ブロック積みで3面張りで整備していたものが普通なんですけれども、今は、周りの自然環境に配慮しまして、植生ブロックなり、川底についても瀬や淵を自然のまま生かすような格好で整備するなど、いろいろ工夫はしております。ですから、整備計画を立てるに当たって、川に生息している動植物の調査もすべて行っておまして、貴重種があれば、そういうものも調べております。

委員長：川というのは、その辺がいつも片一方の問題として出てくるんだよね。

これは河川の断面を確保するために、どうしても海との関係で、レベルを下げられないなら幅しかないから、幅が決まってくるんだろうけれども、これもまた用地買収がかかわってくるね。全体的に言ってどうですか。

河川課：今の用地の進捗率としまして、須川川で申しますと80%済みであります。江ノ浦川で83%、時津川においても91%ほど進捗しております。

委員長：用地の関係は比較的協力してもらっているということだな。

河川課：進んでいる方だとは思いますが。

委員長：道路と違って河川の場合は用地が買えたところからやるというわけにいかんか

ら、どうしてもポイントになるところ、下流からずっとやっていかなければいかんし、だから用地買収もその辺が一番問題なんだろうけど。

A 委員：不勉強で申しわけないんですけども、この報告事項のとらえ方というのは、どんなふうに当委員会では考えられていたんですか。

委員 長：運営要領第 3 の 3 というのがある。

事務局：運営要領に、河川計画の策定・変更の手続きによる取扱という事項がございます。その中で、河川事業・ダム事業については、河川整備計画の策定・変更の際、河川法に基づき、学識経験者、関係住民、地方公共団体の長の意見を聞くに当たって学識経験者等から構成される流域委員会等が設置される場合は、本委員会に代えて、当該流域委員会等において審議を行うものとし、その審議結果については、計画策定または変更後、本委員会へ報告を行うものとする。ですから、簡単に言えば、審議の代わりになるものとなります。

A 委員：それをベースに質問したいんですけども、ここら辺の 3 件のそれぞれの策定委員会において検討された重要項目みたいなものがあれば、その点を中心に説明いただければ、通常の我々の再評価委員会の案件と異なるわけですから、同様に全部を説明を受けて、それについて審議するという場所じゃなくて、多分、もう既に検討されているわけですから、その中で問題点の指摘等々があったりとか、もしくは、なかったとか、そこら辺のご報告をいただいた方が我々の委員会としては審査がしやすいんじゃないかというふうに思うんです。この 3 件について、どういった主な意見等々があったか、あればご報告いただきたいと思います。

委員 長：資料はありますか。

河川課：いや、持ち合わせておりません。河川の持っている治水、利水、河川環境の現状の課題とか、あと今後どうやって進めていくか、そういったことについて審議いただいたわけですけども、内容につきましては、この委員会を構成されております人たちですけども、学識経験者、関係住民、地方公共団体の長とか、それぞれ 10 名程度から 16 名程度まで、河川ごとに委員さんを決めさせていただいて、審議していただいております。申しわけございませんけれども、私もこの整備計画の検討委員会の係が違ったものですから、具体的な中身としましては、私もこの場で申し上げるものは持ち合わせておりません。申しわけありません。

A 委員：次回、こういった報告があるとすれば、策定委員会で検討された内容の趣旨み

たいなものをご報告いただければ、この委員会はそれを聞けばいいというふうなことなんだろうと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

事務局：申しわけございません。

委員長：そういう経過をたどってここに来たということではあるんだろうけれどもね。したがって、この委員会で報告をすると。委員会としては報告を聞いたとなるわけです、ここでどうこういうのもないという格好にはなるんでしょうけれども、ここで意見があれば、附帯的な意見として、それは当然、当委員会の意見としてつけてもいいわけです。要するに、河川というのは、何をさておき、いつ来るかわからん一つの災害に対応する工事だから、着実にやっていくということでしょうけど。予算的な面、それから用地というのが2つの大きな課題になってくるんでしょうけれども、用地の問題は、先ほど伺えば、もちろん場所的にはいろいろ凹凸はあるだろうけれども、それぞれ協力がある程度いっておるわけでしょうから。あと、予算的なものも、最近はかなりシビアな面が出てきているから、その辺については当然、要求どおりというわけにもいかんのかもしれんけれども、いずれにしても、これは土木部全体あるいは長崎県政の基本的な問題だから、その辺は、あなたたちはとにかく頑張っってやっていくというしかないんだろうけれども。

A 委員：時津は57年の激甚対策あたりの予算で動いているわけではないんですか。

委員長：時間的には、あれは過ぎたんだな。

河川課：中島川、浦上川とかは激特事業でやっております。

委員長：中島川も、今、ようやく中央橋を橋梁の改修をやっているけれども、57年だから25年前。25年たっても、まだ改修が全部終わらないという現状ですから、これはなかなか難しいですよ。

何かございますか。3河川、こういって今、進められているということでございまして、よろしければ、そういうことで終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」〕

委員長：それでは、以上で河川整備計画の報告につきましては終了いたしたいと思えます。

委員長：最後に、議事の3番目といたしまして、再評価の一括・個別審議の選定につき

まして、先日来、ご意見もあつたりしておりますから、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：再評価の一括・個別審議選定システムの説明

委員長：事務局から説明を受けましたが、いかがですか。これもやってみて、いろいろあつたんですが。

A 委員：当初の発案というか、ご意見を申し上げた立場にあるので、見させていただいたことと、やってきた中で考えていきますと、まずはやはり事業規模で大きく入り口をつくっていただいて、事業規模の小さなものについても、こういったルーチンをずっと見ながら、できれば我々が検討しているような中身を事務局あたりである程度もんでいただいて、細かいものはそこでいろんな調整をされて、ある意味で、基本的に終わって報告をいただくというふうな格好に持ってくると、重要なものの検討が我々の委員会で出来るんじゃないかなというふうな感じがいたしています。こちら辺はもう少し経験的なものから我々ももう一回見直しが必要かなと思うんですが。

ただ、費用対効果が1.5の切り口になっていますけれども、これも経験的に言わせていただくと、1から1.2ぐらいのところ割と検証するべきものが多く出てきているような感じがしました。要するに、1未満というのは今まで上がってきたことは多分ないと思うんですけれども、a、b、cの基準が1.5で全部切つてあるところを若干再検討していただいた方がいいんじゃないかというふうに思いました。

あともう1点は、今までいろんなところに行かせていただいた中で、B/Cの見積もりのやり方の問題点が見えてきていますよね。これはこのルーチンの問題じゃなくて、先ほどもチェックシステムのお話を申し上げましたけれども、別途検証の仕組みを事務局あたりで何らか持っていた方が、我々委員会としては、本当の審議すべきものの中身がもっと深くできるんじゃないかというふうな感じがいたしています。現場の中でたくさんの事業がある中ですから、なかなかすべてを見るとするのは難しいんだろうと思うんですけれども、委員会で、「どうもおかしいよね」、「じゃ、見に行きましょう」ということをやるには、ちょっとむだが大き過ぎるような感じがしています。前も対馬の漁港関係で1カ所ありましたよね。聞いたら「何だ」という話も出てきたようなところがありましたので、この辺、このルーチンの話とはちょっと外れるんだろうと思うんですけれど

も、そういった点検も十分されますと、残りのルーチンの流れがうまくいくんじゃないかというふうな感じがいたしました。さっと見ての意見ですので、これが正しいかどうかよくわかりませんが。

事務局：次にこれを使うのは半年後ということになりますので、それまでにうまく改良したいと考え、またご相談させていただきながら進めさせていただければと思いますので、後ほどでも、ご意見がございましたら言っていただければ助かります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長：かねては全部個別審議でやっていたわけですね。だから、朝から夕方6時ぐらいまで、お昼もそこそこに食べながらやったという経緯の中で、一括と個別に分けようじゃないかという意見を出していただいた中で、こういう形でやってきた中で、もう一回、この辺についてのご意見が出たところで、今、事務局の方からもまた再度説明をいただいたんですが、来年度、件数がどのくらいになるかわかんけれども、今年みたいに件数が少なければいいけれども、またかなりの件数になってくる可能性もないわけじゃないでしょうから。漁港が5年から10年に変わったので、去年まで漁港があったから大変だったものが、今年は少なくなったんだけど、5年だから、しばらくは漁港は上がってこないということになるんだろうけれどもね。いずれにしても、今出された意見なども含めて、事務局の方でも来年の対応についてもひとつ十分検討していただいて、確かにこれでは一括でという形になりながら、やっぱり個別でというケースが出てくるのは、それは当然だろうと思ひます。

C 委員：我々この委員会では評価、審査すべき対象というのは無制限なの。全部しなければならぬ。

事務局：基本的には、ご意見につきましては、ご審議をお願ひしたい事業すべてを対象にとなっております。

C 委員：今まですべてをされていて、何か問題が出てきた件数はどういうところだったですか。

事務局：ちょっと今、すぐには思ひ当たりません。

A 委員：あんまり件数が多いときは、個別にやっていると言いながらも、流してしまっているという感じになった。

C 委員：多分そうなると思ひます。そうすると、すべてをそういう形ではなければいけないのか、事務局サイドで、その辺で取捨選択できる部分はないのかというよ

うなところ、そういう権限というのか、自由裁量というのか、その辺は与えられているんですか。

事務局：基本的には事務局には権限はございません。ですから、あくまでもスクリーニングの案はお出しできたといたしましても、やはり委員会でご審議をいただいたという結果に基づいて私どもは事務的な作業を進めることになります。

C 委員：例えば、事前に自分たちの評価といえますか、全事業に対して審査して、自分たちの意見はこう思うということを委員長にですね。委員長がその中から審議対象を決定するということはできないんですか。

委員長：委員長の権限としても、そこまではやはり行き過ぎじゃないでしょうか。

C 委員：その中で、委員会で報告は受けるという形で、行政職員の審査結果については正当だったと、ただ問題点はこんな点があったから、この分だけするとか、そういうことはできないですか。

委員長：個別審査は、これは純然たる、1件1件です。必要なものは現地調査までやると。一括審査という部分がかかなりあるんですが、一括審査のあり方も、それぞれ事業者の方は丁寧に説明をしようとする。そうすると、やっぱり時間的なものがかかる。だから、個別審査と一括審査とのそこら辺の区分けが今のところなかなか難しいので、今、城谷先生がおっしゃるように、一括審議の中で、もう少し事業者側の説明の仕方というか、説明内容を何か工夫するとか、そこは事務局のある程度の判断が要るかもしれんけれども。だから、個別審査は個別審査としてやると。一括審査のあり方について、せっかく一括と個別にしたけれども、一括も個別も変わらないみたいな感じに結果的になっているようなのでね。こういう一括と個別の仕分けをわざわざ考えてもらったので、今度は一括審査のあり方について、もうちょっと工夫してみるということは必要かもしれないですね。

事務局：事務局として、今後の進め方をまた検討させていただきたいと思っています。

先ほど委員からご指摘いただきました件、特に、B/Cの微妙なところ、今後の整備に係る時間の経過等も考えますと、やはりもう少しアクセルを踏むべきところもあるのかもしれないという点もございませうし、そこら辺も含めながら、事務局で少し検討してまいりたいというふうに考えてございます。

C 委員：それに付加してですが、私は今回の委員会は出席が2回目なんですが、各市町の担当者が説明をされるまで待機されておられる。この間なんかは100名ぐらいおられたでしょう。ああいうのは私はものすごく非能率的ではないかと思うんで

す。少なくとも、出張という形で県下から来ているわけでしょう。そして、この間は昼ごろからでしたか、5時ごろまで、自分の順番を待っているわけです。貴重な人材をそういうふうには浪費させるのは非常におかしいんじゃないかと私は思ったんです。それで、少なくとも事務局の方で、この審議はこれまで何分というふうな形でできると思うんですよ。問題点の出そうなものは大体これだと、その中で、それぞれのここに参加する時間帯を個別に決められるというふうな形にできるかなというふうなことを少し感じましたので、申し上げておきます。

A 委員：当初、一括の話をしたときも私も同じようなイメージでお話をして、ようやくここまで来たなというふうなところなんです。

委員長：今日でも対馬からもわざわざ来ておられるわけで、鷲尾はわざわざ北松から出てきておられるわけでして、確かに第1回目のときなんていうのは、すごい人がそれぞれ見えているわけだから、先ほど申し上げた一括審議のあり方について、どこまで説明者、事業者側がやらなきゃいかんのか、もう少し簡素化していいものは簡素化するし、資料化するものは資料化する。時代は変わっておられるわけだから、やっぱりこういう会議体のあり方も変わってしかなるべき時に来ているんじゃないかな。

A 委員：そういった意味で、事業規模というのを加味すれば、ある程度、切りやすいのかなという感じがするんです。ただ、この場で発言する中身でもないんでしょうけれども、今日の新聞の中で、再評価をやっていきますよね。長崎県ということじゃなかったと思うんですけれども、ただ、それが本当に事業予算の削減だとか、そういったものに結びついているかという若干論説的な記事も載ってまして、私も今年、5年目の委員をさせていただいているんですが、毎回申し上げているんですけれども、単に期限が来ましたよといったものを見るだけでは、そういった機能というのはもともと持ちづらい仕組みになっているんだと思うんです。そこら辺は何度か発言をさせていただいて、実際、新規案件だとか、継続案件、すべての案件を土木部の中でのいるんな点検をしていらっしゃるというふうなことだったと思うんですけれども、やはりそこら辺まで踏み込まないと、記事を読みながら、再評価委員会に新聞記事のような防止能力を求められると非常に苦しいなという印象を持った次第です。5年もやっていくと、もっと何か適切な方法がありそうな気がしてならないというふうな感じで、新規を含めて本来県の事業予算というのはあるわけで、それが適切に配分されて県土の適切な社会資本整備とい

うのが進む、そういったものがやられた上で、我々の方で検証していくというふうな格好でやれば、部分的なものだけ見せられて、いいのか悪いのかというふうな検討をやらせるよりは、もっと正確な判断ができていくんじゃないかなと。再評価という仕組みを残しながらですね。そんな感じを持っております。

C 委員：私は評価委員会の存在だけで意義があると思うんですよ。この委員会があるから、ずさんな計画を立て、ずさんな執行はできませんよというところの一つのシステムとして存在意義があると思うんです。ただ、実際、委員会が開催されたときに、我々の知識で、どこまでそれを批判できるのかということになると、なかなか難しい問題があるんです。そうすると、効率的にやるようにとかいうのは、結局、税金を無駄遣いするなということだけでしょう。特に国税を無駄遣いしないように監視してくださいと。監視してくださいなら、あるだけでいいじゃないかというふうな感じなんです。問題点が起きたとき、はじめてそれを突っ込んでやるような、これはまさしく委員会の目的の変更になると思うんだけど。これは法律ですか。

事務局：事業を継続するに当たって、今、国から補助金をもらっている事業をやっているんですけども、これは再評価を受けて、その継続という意思決定がされない限りについては翌年、予算の内示がないというふうなシステムになってございまして、そこら辺は、ご意見はご意見でちょうだいして、なかなか難しいところでございます。

それともう1点、多くの職員が待機するのは非効率ではないかというお話がございました。確かにそういうご意見も私どもも非常に考慮して拝聴しなければならないというふうに考えてございます。もう1点は、委員の先生方が一般県民の目線から見られたときに、いろんな事業をどのように見ていらっしゃるかということ、私ども、どちらかといいますと専門的に突っ込むところは結構得意でございますけれども、少し別の目線から見たお話をどのようにされていくのかと、これは自分のところの事業だけの話じゃなくて、こういう機会で、ほかの事業ではどういう目線で先生方が見ておられるかということを知って、それを自らの事業に反映していくというのは、必ずしも無駄な時間でもないんじゃないかなという気もしてございます。ですから、そこら辺も含めながら、ただ、いたずらに多くの方がこういう場におられるということがいがかかということもございまして、そこら辺につきましてはまた今後検討させていただきたいというふうに考えてござ

ざいます。

委員 長：いろいろ貴重なご意見もいただいたんですが、我々として、今年はこの形で進めてきたんですが、これは来年もあることですから、今いろいろのご意見をいただいた分を含めて、事務局の方でも当然いろいろ考えていただかなければいかんと思っておりますが、そういうことでこの件につきましては、ただいまいろいろ出された意見を含めて、事務局の方で検討していただくということによろしゅうございますか。

〔「はい」〕

委員 長：それでは、そういうことで事務局の方もよろしく願いいたします。事務局の方も今のご意見を聞いて、十分対処してください。

ほかになければ、以上で第3回委員会はこれをもって終了いたしたいと思えますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」〕

委員 長：それでは、本日出されました意見につきましては、取りまとめを行って、10日に知事に意見書として提出をするということにしております。知事への意見書提出につきましても、お忙しいでしょうが、ぜひご出席をいただくように私の方からもお願いをいたしておきたいということでございます。

事務局：今後の委員会日程でございますけれども、村松ダムにつきまして、利水目的の共同事業者の再評価が現在進んでございます。この再評価結果を踏まえましても、当委員会としての再評価、水を治める方の治水につきましての審議をお願いすることにしてございます。併せまして、事後評価を現在進めてございますが、事後評価と第1回の委員会におきまして再説明となつてございます長崎港につきましては、第4回委員会において説明をさせていただきたいと考えてございます。

最後に、各事業者におかれましては、本日の委員会の意見を十分尊重して対応方針を決定され、補助金交付に係る要求を行われるようお願いいたします。

以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。